○農林水産省告示第　　号

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第百六条の規定に基づき、昭和三十七年七月二日農林省告示第八百五十一号（森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

農林水産大臣　鈴木　憲和

３の様式を次のように改める。

3　規則第７条第１項の届出書の様式

森林の土地の所有者届出書

年　　月　　日

市町村長　殿

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第10条の７の２第１項の規定により届け出ます。

1　所有権の移転に関する事項

| 所有権移転年月日※１ | 年　　月　　日 | 所有権移転の原因※２ | □売買 □相続 □その他（　　） |
|---|---|---|---|

| | | | 届出人である新所有者（譲受人、相続人等） | 前所有者（譲渡人、被相続人等） |
|---|---|---|---|---|
| 全ての届出人が記載 | 氏名（法人の場合は名称） | | | 前所有者氏名（法人の場合は名称）<br>（法人の場合の代表者名） |
| | 住所（法人の場合は本店の所在地）※３<br>〒　　－ | | | 前所有者住所（法人の場合は本店の所在地）<br>〒　　－ |
| | 連絡先<br>※３ | 電話番号 | | |
| | | メールアドレス | | |
| | 国籍等<br>※４ | □日本国籍<br>□日本国籍以外（国名等：　　）<br>└□うち、永住者又は特別永住者　※５ | | |
| 届出人が法人の場合のみ記載 | 代表者 | 代表者の氏名（代表者が法人の場合は法人名） | | |
| | | 国籍等<br>※４ | □日本国籍<br>□日本国籍以外（国名等：　　）<br>└□うち、永住者又は特別永住者　※５ | |
| | 役員<br>※6 | □日本国籍の者が役員等の過半を占める<br>□日本国籍以外の同一国の者が役員等の過半を占める<br>（国名等：　　）<br>□上記のいずれにも該当しない　※８ | | |
| | 議決権<br>※7 | □日本国籍の者が議決権等の過半を保有<br>□日本国籍以外の同一国の者が議決権等の過半を保有<br>（国名等：　　）<br>□上記のいずれにも該当しない　※８ | | |

※１　売買の場合は土地の引渡しの日、相続の場合は相続開始の日（被相続人の死亡の日）、相続に伴う遺産分割協議の終了の場合はその終了の日を記載
※２　所有権移転の原因をレ印で選択。その他の場合は、贈与、会社の合併など具体的に記載
※３　住所（法人の場合は本店の所在地）が国外の場合は、国内の連絡先を別紙で提出
※４　法人の場合はその設立に当たつて準拠した法令を制定した国についてレ印で選択及び記載
※５　日本国籍以外で「永住者又は特別永住者」に該当する場合にレ印で選択（個人に限る）
※６　持分会社の場合は業務を執行する社員について記載。それが法人である場合は※４と同様
※７　議決権保有者が法人である場合は※４と同様
※８　役員又は議決権について、過半を占める国がない場合にレ印で選択

2　土地に関する事項

| 番 | 土地の所在場所　※１ | | 面積(ha)<br>※２ | 持分割合<br>※３ |
|---|---|---|---|---|
| | 市町村名、大字、字　等 | 地番 | | |
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| | | 合計 | | |

※１　一筆の土地ごとに記載。全ての筆を記載できない場合は、記載欄の形式に準じて別紙に記載
※２　ヘクタール単位で小数第５位を四捨五入し、小数第４位まで記載
※３　新たに所有者となつた土地について共有している場合、届出人の持分割合を記載

3　その他参考となる事項

| | |
|---|---|
| 森林の土地の用途 | □森林として所有　□林地の開発（具体的には、　　）<br>□その他（具体的には、　　）<br>※（　　）には、林地の開発やその他所有の目的（例：住宅建築）を記載。 |
| 森林の土地の境界 | □地籍調査済又は測量済　　□未測量であるが境界は把握　　□境界未把握、不明等 |
| 備考 | |

注意事項

1　新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
2　規則第７条第２項に規定する次の書類を添付すること。
(1)　当該土地の位置を示す地図
(2)　当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。